

令和2年11月20日

答申第1号（令和2年度諮問 甲住第275号 令和2年10月23日）

甲良町長 野瀬 喜久男 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長 高橋 進

答申

令和2年10月23日付甲住第275号にて諮問のあった審査請求について、次のとおり答申します。

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町長（以下、「実施機関」という）は、本件審査請求の対象となった情報について、実施機関が令和2年8月25日付で行った甲良町情報公開条例（平成15年3月26日条例第5号、改正 平成28年4月1日条例第15号、以下「条例」という）第9条の規定に基づく情報存否応答拒否決定を取り消し、別表に掲げる情報について開示すべきである。

2 審査請求に至る経緯

(1) 情報の公開請求

審査請求人は、令和2年8月19日付で、条例第10条の規定により、「公職選挙法第11条の規定による被選挙権の資格確認のため」、本件対象情報「令和2年2月5日A議員の議員就任後の既決犯罪通知書」の公開請求を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、上記の公開請求に対し、令和2年8月25日付で、本件対象情報が「情報の存否と当該情報公開請求に含まれる情報とが結合することにより、条例第6条第2項第2号に該当する非公開情報を公開することになる」と判断して、条例第9条に規定する、「公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公開請求を拒否することができる」を適用し、情報存否応答拒否決定を行い、審査請求人に通知した。

(3) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年10月22日付で、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨および理由

(1) 審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件対象情報の公開を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求理由は、以下のとおりである。条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る情報に非公開情報（第6条第2項第1号の情報を除く）が記録されている場合であっても、公益または行政の公平性もしくは透明性を図るために特に必要と認めるときは、公開請求したものに対し、当該情報を公開することができる」との規定がある。本件請求情報は、公職選挙法第11条の規定によるA甲良町

議会議員の被選挙権の資格確認に不可欠な情報であり、審査請求人が、甲良町議会議長として議会運営および所掌する業務の遂行に必要な情報である。したがって、公益性が高い点から、公開されるべき内容であると主張している。

4 実施機関の説明

実施機関の説明はおおむね以下のとおりである。

本件対象情報が、非公開とすることができることを定めた条例第6条第2項第2号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当し、かつ、当該情報が条例第9条に規定する「当該公開請求に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになる」と判断し、情報存否応答拒否を決定した。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、その第1条に明記されているように、「町民の知る権利を保障し、町政の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、町の保有する公文書の公開について必要な事項を定めることにより、町政への理解と信頼を深め、町民の監視と参加による公正で透明な開かれた行政を一層推進し、もって町民と町との協働による町政の進展に寄与することを目的とする」と規定している。条例は情報の原則公開を理念としているが、条例第2条第1項第3号が規定するように、「基本的人権としての個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮を払うこと」を求めている。条例第6条および第9条もこの原則に基づき、公開の例外として非開示理由および存否応答拒否を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳格に解釈して、以下のように判断する。

(2) 条例第6条第2項第2号（個人情報について）

同号は、「個人に関する情報であって」、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、一定の場合を除き非公開とすることができるとしている。これは個人に関するプライバシー等の人権の尊重を最大限に図ろうとする趣旨である。

(3) 条例第9条は、「実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、当該公開請求を拒否することができる」と規定している。本条文も個人に関するプライバシー等の人権の尊重を最大限に図ろうとする趣旨である。

(4) 条例はこのように個人情報の保護を原則としつつも、第8条は、「公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益または行政の公平性もしくは透明性を図るために特に必要があると認めるときは、公開請求をしたものに対し、当該公文書を公開することができる」という例外規定を定めている。

(5) 当審査会は、本件請求情報を見聞し、それが特定個人の既決犯罪通知書という個人のプライバシーに関わる情報であることを確認した。

(6) そのうえで、当審査会は、本件請求情報が条例第8条に規定する公益または行政の公平

性もしくは透明性を図るために特に必要な情報か否かという点について検討した。その結果、以下のように判断した。

A氏は町議会議員であり、同氏が公職選挙法第11条の規定により被選挙権を有しなくなっておれば、地方自治法第127条により、自動的に議員の職を失うことになる。したがって、同氏は議会への出席や議決への参加を行えず、同氏が議決に参加しておれば、その議決は違法議決となる。それゆえ、議長としての職務の遂行にとって同氏の議員資格の確認は不可欠な業務である。また、それは甲良町民の代表機関、議決機関としての議会の適法かつ適切な運営という公益の実現に必要な情報であると当審査会は判断した。したがって、審査請求人の求めるとおり、本件対象情報を公開すべきである。

なお、審査請求人は令和2年2月5日A議員の議員就任後の既決犯罪通知書を請求しているが、本件対象情報はプライバシー保護の必要がきわめて高い情報であるがゆえに、当審査会は、公開請求目的に必要な情報に限定して、別表のとおり公開すべきとした。

(7)本件対象情報は、上述のように、プライバシー保護の必要がきわめて高い情報であるがゆえに、本件情報の公開後の取り扱いに関しては、条例第4条「この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用する」ことが求められる。

(8)結論

以上のとおり、実施機関はその判断を誤っているので、情報存否応答拒否決定を取り消し、冒頭1記載のとおり公開すべきである。

なお、本件情報公開請求は、甲良町議会を代表して町議会議長により行われた。もとより、条例第5条は「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる」と規定しており、甲良町議会という機関およびそれを代表する町議会議長が、情報公開請求を行う権利を有することは論を待たない。しかしながら、甲良町は、個人情報の適正な取扱いと個人の権利保護について、甲良町個人情報保護条例（平成18年3月28日条例第2号、改正平成18年6月15日条例第17号、以下、「個人情報保護条例」という）を定めている。同条例第13条は「実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有個人情報を当該実施機関の内部において利用し、または当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない」とし、情報提供可能な例外として、第7号に「前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があるとき」と規定している。本条文に照らすならば、本件請求情報に関しては、町議会議長からの情報公開請求という形ではなく、実施機関が、個人情報保護条例第13条第1項第7号の条項を適用した扱いを行うことが適切であったと述べておく。

6 審査会の経過

当審査会の審議経過は、以下のとおりである。

令和2年10月23日 諮問を受ける（令和2年10月23日 甲住第275号）

令和2年11月5日 審議

令和2年11月20日 答申（令和2年度答申第1号）

別表

大阪地方検察庁 既決犯罪通知書 令和2年8月4日付 通知番号 R02-00801

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	奥川 房代
委員	藤居 桂三
委員	松原 歌子